

財産管理人制度活用による所有者不存在空家等の流通促進

- ・ 相続財産管理人制度を活用した空き家の流通促進に向けた取組を試行。この取組では、市が相続人不存在の空家等の情報を発信し、事前に売却の目処を立てた上で相続財産管理人選任申立を行うもの。

- 1 空家等の利活用希望者の募集（市）
- 2 空家等利活用希望の申込（利活用希望者）
↓ 利活用希望があった場合
- 3 相続財産管理人の選任を申立て（市→家庭裁判所）
- 4 相続財産管理人の選任（家庭裁判所）
- 5 空家等の売買（相続財産管理人 ↔ 利活用希望者）

■平成29年度

■平成30年度



■令和元年度

